

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.15

国土交通省・内閣府

税制優遇

(開始年度)平成26年度

支援の名称	浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置
制度の 趣旨・背景	地下街等は、浸水スピードが速く閉鎖的であることから、人命に対するリスクが大きく、また、浸水が発生した場合には、都市・経済活動が機能不全に陥ってしまいます。これらをふまえて、地下街等における浸水防止用設備を設置した場合の特例措置を講じて、浸水防止対策等を推進します。
制度の 内容	<p>洪水、雨水出水又は高潮の浸水想定区域内にある市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の所有者又は管理者が、避難確保・浸水防止計画に基づき、取得した浸水防止用設備に係る固定資産税の特例措置になります。</p> <p>■特例措置の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水の防止に資するために取得する浸水防止用設備（防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機） <p>■特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最初の5年間、価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を固定資産税の課税標準とします。 <p>■特例期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）
対象と なる方	<p>浸水想定区域内にある市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等[*]の所有者又は管理者</p> <p>[*]地下街のほか、地下駅、デパートの地下売場、これらと地下で接続しているビルの地下フロア等で、従業者以外の不特定かつ多数の者が利用する施設</p>
問い合わせ 先など	<p>国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室 TEL：03-5253-8460</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下空間の浸水対策 http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou01.html